#### 関 東 御 領 陸 奥国 .好島荘における領域支配 の 展 開

### はじ

に 0 本 いて具 は、 体 陸 奥国 化することを課題とする 好島荘を素材に、 関 東 御 領 に お け る領 域 支配 0) あ 方

た。 れぞれ 幡宮が 合戦 相 Ļ 胤 に依拠してまとめておくと、 預 地 によると、 荘 信が 頭 幡宮縁起注進 好 所職に補 続  $\mathcal{O}$ 顕職に在 対島荘の 支配 その され 東 創建 荘 預 補任され る。 預 所 体 匠任され 方で、 匹 来領 所職 職 され、同五年の奥州合戦での勲功により、 制 <u>√</u> 文治二年 が整備 これ以降、 を継いだ後、 低は胤信 火 主の岩城清隆、 たという。 で三 西荘 鎌 (以下、 された経緯についてはおおよそ復元できる。 浦 長男の **倉期を通じて伊賀氏が相伝することとな** 預 東荘預 氏 所 八六) 行論の 職は 承元二年 が敗れると、 「縁起」)を紐解くことで、 通信に、 正治二年 飯 所職は引き続き大須賀氏に 都合、 浦 に 義村 . 石 (一二)八) 西荘 清 (1100)吏僚層 以 宮別当職に清隆の 水社から御正躰を奉じて 資村父子が獲得するが、 後 預 の推 所職は胤 残され 0 に 一移につ 有力御家人伊賀光 に好島荘 に常胤四 預所職に千葉常胤 7 信四 1 ٧V 鎌 ない )嫡男師· より 男 は 倉前期に 7 0 東 男 ŧ が 一一世に 継承され 胤 の大須賀 縁 『隆がそ 村 縁 飯 宝治 宗が 分離 ~ と 起 野 好 飯 起 島 野

実力的 に西 野家文書』 預 荘 所 預 伊 てきた。 地 所 賀 と呼 職を 頭 氏 岩 の好島荘 称) 城氏の支配とを 相 永原慶一 続 が伝来 が伝来し、 における動 氏 は、  $\mathcal{O}$ そ 時 「…つ 0 期 きについては、 公 的 調 0 0) 査 ŧ 道 制 が のを多く含む文書群 進んだことをうけ 度的な伊賀氏 と評 嘉暦 Ļ 岩城 年 0 支配 氏 (一三二七) 0 以 記と私的 優 下 位 研 を主 究 「飯

> 張 し た。 に近 氏により 層的 たとする永  $\mathcal{O}$ 支 保 年、 配 護 明 体 伊 を 原氏 賀氏 5 系 背 れ かにさ 0 景 に 以 下 が に 対 して山 で 来 所 れ 部  $\mathcal{O}$ 領 なている。 定の秩序をもって てい 通説 を拡大して荘支配  $\mathcal{O}$ [崎勇氏 村 的 で 理 地 解 頭 が 職 松 井茂 見直され、 を兼 て荘務を担当し を展 帯 氏 は 開 伊 預 他 たこと 賀 所 氏 的 な支 たことが が 地 を 幕 頭 論じ が 配 府 併 地 た。北 鎌 を 存 して重 倉 創 条 さら 佐 出 得 宗

前

田

家

れてきた。 ことは、 もこれに従 賀氏から して検討を進  $\mathcal{O}$ 石清水社 見 好 光解もあ 島 荘 石 佐 が へ の 清水社 V, 々木 る 本 石 1清水社 が。年貢  $\Diamond$ 所 好島荘 た 慶 進納 近 市 石 の年貢弁済があったことが 年 領 氏 清 はなく 水社、  $\mathcal{O}$ を C 松井茂 鍛 本 あ 代敏 所 つ 南北 たの 領家 雄 氏 石 清 氏 朝 は 鎌倉幕 期に 大石 水 0) 建 社 研 武 究に 石 年 直 領家 清 間 正 府 より 氏らに 水社領として再興さ 0 0 確認されてい 関 鎌倉後 東 鎌 時 により 倉幕 期の 御 領として 府 期 み 早くか で、 12 0 る。西西 関 鎌 5 成 東 荘 御 本 n 倉 指 立 預 たと した 領 稿 所 期 摘 伊

築い 心 が K が 荘 将 た石井 京 軍家が本家 類 向 愛し け 制 5 に た(12進 れることとなっ 依 氏 拠 は Ļ 本 荘 所 検 園制 出 あるい 作業の を守 た。 結論として関 多く 護 は領家として支配し 吸した権・ 0) 関 東 力と捉え直され 御 東御 領 を検 領 を以 た関 出 る中 東 下 て 0 研 御 1 で(1 兀 究 頒 つ 0) は、 0) 基 特 に関 タイ 礎 幕 を 府

b 型 型 領家= 領 家 関 関 東 東 御 御 領 領 預 預 所 所 地 御 頭 家 人 御 家 地 3人型 頭 御 預 家人型 所 ( 預 頭 所 地

别 補

С 型 領 家 地 頭 関 東 御 領

#### d 型 地 頭 関 東 御 分、 給 主 型

と幕 付 が 石 今後 であ # 預 府 氏 ることを指摘した。いの課題としていた。 所 補  $\mathcal{O}$ 研 任 地  $\mathcal{O}$ 究 んをう 頭 預 両 所 職 Ú か た筧雅 兼 6 帯 地 頭 d  $\mathcal{O}$ 博 切 型 根 氏 ŋ 本領 は、 替 に こえが 0 主 b 1 型 に圧 進 7 は んだと論じ 迫 つ 地 が 1 頭 論じた。 て、 闕 所 幕 時 れた結 府 た、 限  $\mathcal{O}$ 定 方 果、 石 的 針 な 井  $\mathcal{O}$ 給 氏 a ŧ

好

島 元

荘

で は

田

目

作

さ 飯

れ 野

0  $\mathcal{O}$ 

目 造

当 まっ

時

 $\mathcal{O}$ 

預

所

大

須賀胤

た(16)八

久

元年

地

 $\overline{\bigcirc}$ 録

四 が

に 成

> 幡 宮

営 録

が は

始

たことを契機

か 7

れ、 関 目 条 収 あ 領 に る。 指 件 東 取  $\mathcal{O}$ 0 筧 氏 御 荘 V す。 体 預 下 っ :系や 園 て 0 領 好 所 で  $\mathcal{O}$ 島荘 制 研 に 荘 領 地 的 あ 究 お 支配 る。 域 0 け 務 頭 は 支配 うち、 る預  $\mathcal{O}$ 别 とい 運 体系を機 補 預 営  $\mathcal{O}$ 所  $\mathcal{O}$ 所 うの 本 実 展 態 開 b 稿 地 幕 を浮き彫 をできる限り 型 Ŕ で 頭 府 能 停止させる可 検  $\mathcal{O}$ 有 芀 関 に 在 討 深保に 御 該 来  $\mathcal{O}$ ŋ 当 家 領 対 人、 つ に す 主 象とし る。 1 することを 復 で て 元 地 能 あ そこで本 0) Ļ 頭 性 る た を孕 Ш 地 い 事 預 現 頭  $\mathcal{O}$ 試 例を提示することを 地 所 んだと考える は - 稿で 4  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ á. 御 地 圧 b 頭 は、 家 型 迫 が は れ 併 が 好 関 に 存 島 補 カゝ 関 東 ょ 荘 任 5 東 御 り た  $\mathcal{O}$ さ 御 領

で、 と見 け 展 年 な に 間 あ お、 る わ る 預 0 0 せてこの 0 冒 11 画 所 期 が 頭 7 は は 通 で 地 別 疑 説 触 頭 か うべ 問題にもアプローチすることにしたい 的 れ 併 検 理 た 存 くも 討 解 通 0) でする余 り、 に もとで な な 好 11 0 が、 て 地 島 0) 荘 が 1 収 る。 荘 あ  $\mathcal{O}$ 納 ると考 支 域 業  $\mathcal{O}$ 確 配 務 画 か 体  $\mathcal{O}$ え 定 に 制 あ る<sub>(15</sub>を 契 好 が ŋ 整 島 方 人機とす 荘 備さ 本 に -稿で 0 考 成 れ 察 Ź は 立 た を 領 に  $\mathcal{O}$ 加 域 好 お は える 支配 島 け 文 る文 荘 治 に 年

お

本所年

貢

島荘の収取と預所伊賀氏

進 治 間

#### 【表1】元久元年(1204)好島荘田地目録

定田		本免			新免		
_	田数	_	田数	区分	_	田数	区分
本田	268町2段7合	塩二明神	5段	飯野八幡宮関係	散仕	6段	荘官・手工業者を
新田	29町3段4合	鎌倉明神	1丁	"	雑仕給田	3段	"
		大折寺大般若	3丁	"	紙師	3段	"
		神宮寺	5丁	"	小清次 (散仕)	5段	"
		御供田	14丁7段	"	紀平次(散仕)	5段	"
		大般若衆6人	9丁	"	摺師5人	2丁5段	"
		仁王講衆6人	9丁	"	中四郎	5段	"
		東執行	3丁	"	源藤	5段	"
		西執行	3丁	"	紀平次	5段	"
		専当2人	1丁	"	近藤	5段	"
		承仕2人	1丁	"	入道殿(岩城清隆)	20丁	地頭給田
		宮司	2丁	"	新田太郎(岩城師隆)	10丁	"
		宮介	2丁	"	好島三郎	10丁	"
		大位禰宜	2丁	"	深澤三郎	10丁	"
		大祝	1丁	"	千倉三郎	5丁	"
		詔師	1丁	"	片寄三郎	8丁	"
		八女8人	8丁	"	大森三郎	10丁	"
		禰宜12人	6丁	"	戸田三郎	10丁	"
		荷挙(駕輿)丁6人	3丁	"	田戸次郎	10丁	"
		立行事2人	1丁	"	大高三郎	10丁	"
		相人6人	3丁	"			
		預所給田	10丁	荘官給田	1		
		惣追捕使	3丁	"		ļ	1
		検非違使	2丁	"		-	
		郡司給田	10丁	"		}	
		公文給田	5丁	"		1	1
		夫領	3丁	"		<u> </u>	<u> </u>
定田:297丁6段1合		本免田:107丁7段 (八幡宮関係:78丁2段、荘官給田:33丁)			新免田:118丁1段8合 (八幡宮関係:6丁7段、地頭給田:103丁)		

·典拠:元久1年(1204)9月10日「好島荘田地目録注進状案」(飯野家文書175、『鎌倉遺文』1480号)。

・作成にあたり、佐々木慶一「関東御領陸奥国好嶋庄」を参照した。

6 11 本 くことにし 章 で は、 鎌 た 倉 11 期 に まず お け は る 好 本 島 所 荘 石  $\mathcal{O}$ 清 収 水 取 社 に 0  $\mathcal{O}$ 11 年 て、 貢 事 本 実 関 所 年 係 貢 を おさえ 納 入

検討する

総田数 518丁5段1合

これ

6

0

田

免

地

頭

0)

支

配

や開

発地などが

内

0

々に

そ

散

在

て

たこ

ح

正 預

和 所

年

に か

預

所

が検注に

により 荘

作成され

施さ

た西

1莊好

島 11 定 町

田

0

検

田 は 田

目録に記された田

地

編 兀 地

成

Ď

蚏

6

か

である(【表2】

勘

業者ら

0

免

田

が

設定され 田

> 以 Ĺ

> 0)

免

田

「 を 除

V

た課 八

税

対

象 頭

地

定

田

が

係 い

. 免田

預

所

ほ

か

荘

官

免田)

لح

新

免

約

町

地 町

荘

手工

る。分配

n

によると、

好島荘には、

「本免」

約

 $\bigcirc$ 

Ł

(飯

野

八 官

幡 3 造

宮関

を

理

由 匹

に

預

所に

ょ

0

7

荘

内

 $\mathcal{O}$ 

田 数が

把

握されたも

 $\mathcal{O}$ 

لح 幡

指

摘  $\mathcal{O}$ 

7 経

地

葉 配

常常

胤

男

に

よる検注をもとに

作

成

É

れ

て

お

ŋ

宮

営 れ

約二九

七

あ

ŋ,

総

数は

五.

を超

える計算になる

( 表

1

参 村

照

【表2】正和3年(1314)好島村田地目録

定	田	免田			
_	田数	_	田数		
得田	3町9段9合12歩	除田	4町4段6合		
※片折	2町6段3合	: 内訳 大折寺	2町		
		塩明神	5段		
荒廃田	3町8段1合18歩	供僧田	6段1合		
: 内訳 川成	1段8合	命婦田	1町		
江代	2段7合	調帛田	1段		
定免	3合	申口	1段		
岡成	1段6合	燈油田	1段5合		
不作	3段				
損田	3町1段半	人給田	8町6段6合6歩		
		: 地頭給	4町8段		
		名主	1町		
		郡司給	1町3段		
	公文給		5段		
		定使給	4段		
		□(土+完)飯田	6段6合6歩		
定田:7町8段30歩	-	免田:13町1段2合6歩			

総田数:20町9段3合 ※「荒野打引」(=預所開発地)は除いた田数

·典拠:正和4年(1315)2月15日「好島田検注目録注進状案」(飯野家文書177)

れてい どが や下 寄」 照 で 地 設定されていた。 あ 肥 たことを確認 を切り る久枝 後国健軍 好 島 分けるようなもの 田 名 は (「荒 社 領 地 L 野 好 て議論を進めることにした 頭 甲 温荘に 打 好 佐 引 二 島 社領などで指 泰 で おける鎌 隆 や八 は 0 なく、 所 幡宮関 領 倉 で 荘域内 張摘さ 初 あ 係 期 0  $\mathcal{O}$ たが れ 0 除 て 再 は 11 田 複 編 る そ 雑 は なま 各 0  $\mathcal{O}$ 種 中 11 まに ような  $\mathcal{O}$ に わ ゆ 人 預 給 構 る 所 成 地 田 開 域 な 発

なかろう。 石清水社 案す れ  $\mathcal{O}$ たと見 れ 後、 ば(21) 当 好 島荘 時 5 好 れ 島 での 荘 別 る。 は 相 領家 惣 伝 同じく石 して 検 は 幕 府 1 た壇 清水社 預所代一 及び 妙 預 所 清 領 度」 であ が 荘 惣検を 務 0 権が た 播 預 指 所 磨 所 在し 玉  $\mathcal{O}$ 示 代 松 たと見て 替 ていたことを 原 別 りごとに 宮 で 相 は 実

文書』に残され 好 は 高荘と本所石清· な 荘 か 務 権が 0 たとする見解が 幕 府に た以 水社 所 下の 在 لح したことか あっ 年貢請取  $\mathcal{O}$ 関 たことは 係 に 状に 5 . つ V に注目した。いて論じた窓 既に言及し 鎌 倉 期 に は 鍛 た。 石 代 清 敏 これ 水 雄 社 氏 に対 は 0) L 年 て近 飯 貢 野 進 納

取 好 島 西 1方用途 事

請

1弐拾 陸 貫 伍 百五十 -文者、

所 請 取 如 件

右

暦 元 年 十二月廿八 日

印

(花押)

であろう。 右 文  $\mathcal{O}$ 0 月に 文書に を受領し た 壇 石 朝 清水検 つい 清 飯野家文書』 『定本飯野家文書』 たことを伝えた年 が て、 据 えたも 校 から 鍛 代氏は署名の 好  $\mathcal{O}$ に と比 島西 石 清水検校 貢 荘 定 に 請 預 Ļ 取 花 所 法 引用 状だと位置づ 伊賀光貞に宛てて年 押 から送付され 印 を当 某 文書 時 請 取 は 石 清 状 嘉曆 け 水 た請 لح た。 社 元 年 検 従うべ -貢二六 取 校 7 状原 収 職  $\equiv$ 録  $\mathcal{O}$ き見 本が 貫 地 さ 六 五. 位 n 残 Ŧi. 解 た

Ē

たと見 たことか 相 違 5 判 な か 断 ろし う。(23)て、 預 所 伊 賀 氏 が 石 清 水社 に本 所 年 貞 を 弁 進 L て

領とし る。 あり 寺通清の したことにとも 右に引用 たらに ながら、 ての 上より、 十二月二十三日付 もの . つ 社務領であったことが明らかになった。、一方で石清水社を本所とし特に石清水検 V したもの のと比定されている。いても鍛代氏により花 鎌 な 倉期 V, と同 本所年貢の  $\mathcal{O}$ 好島荘は、 内 同三年 容の 花押に 年 弁 す 九 貞 っなわち、 幕 、済先が変更されてい 月二十日付 請取 検 府 が 討 状 いは、 荘 が 務権を所有する 検校職が 加えられ、 0  $\neg$ 書状が 飯 野 壇 家 校 が残され ることが 文 職 石 書 善法 に 清 関 水 紐 寺に交代 検 て 0 付 東 校善法 中に 御 判 お た渡 領 明 ŋ す 嘉

とあ と見 カコ 清 b で 水社に収 は、 明 わせて、 5 6 れ ここまで検討してきた本所 . る。 か なように、 納されたのか。 預所が担 次節で は、 った収納業務につい 年 責は 幕 請取状が 府 預 に 所 弁 伊 済さ 賀 年 「飯 氏 貣 れ は カゝ 野家文書』として伝来したこと て具体化していくことにする。 た ら石清水社に弁済され 領家 どのような手 年 貢 関 続 東 きを 御年貢」) たも 経 て 石

# 関東御年貢

6 とをうけ り幕府政 宝 治 元年 って、 所 (一二四七)十二月、 伊 0) 賀光宗が好島荘 弁 済 ら内容に っつい て、 預 V 所 以 職 わ 下 に ゆる宝治合戦で三 0 補 ような規定が 任された。 その なされ 浦 氏 直 後、 が 滅 んだこ 預 所 カン

陸奥国 政 諸 所 愁 好島庄 由 候 為 也 預 此 所職 可 所役 被 事 存 所 毎 其 年 被 旨 -帖絹弐 仰 付 仍 佰 執 也 達 疋 如 但 無 御 件 公事連 怠 可 々之間 被 沙 為 汰 進 休

治元年 十二 一月廿六

相模等 行 (北条重時) 監 (花押

花

押

賀 式 部紀 道

伊

に 光 々 <u>「</u>  $\mathcal{O}$ 右 泰と 関 لح 発 0 治給さ 解釈し たる関 関 東 地 御 東 れ 頭 年 御 た関 た。京東 貢 好 教 島 御 書 と表 東下 泰 首 公 に 事 隆 肯 0 記 す が、 知 0 1 状に て、 相 べ き理解であろう。 0 論 毎 佐 載る 収 に 年 Þ 際して文永 納 帖 木慶· 預 状況をより具体化できる 絹 所  $\frac{1}{0}$ 市 0) 氏 訴 六年 えに 疋 この 清水亮氏  $\mathcal{O}$ 関 領家年 (一二六 領家年 す る記 らは、 貢に 九 述 貢 であ 0 それ (後 +が 本 掲 化 ま 月 史 さ 預 で 料 十二日 れ 所 0 たも 伊 で 連 賀

#### 荒 野 所 当 事

右、 之旨、 也 哉 宛 者 ケ 可 年 二召関東 弁 早 以 宝 開 訴 被 治以 後 陳之 為 済 発常 町 載 |地頭之沙汰 御 別 可 降 趣 ||下文||之間 年 Þ <u>|</u>所当可<sub>|</sub> 所当 子 弁 荒 貢 細 准布拾段 野 之間 雖 二弁済 多、 可可 為 之条分明 令 預所不 重 所 之由、 |地頭別名 T役之地: \_ 之 由 弁済 詮 如 載 也 可 光泰 \_ 也 建 也 之、 \_ 相 保 矣 加 令 綺 之於 三ヶ年以後免 何 而 年 申之処、 可 之由 地 十二月廿二 当 頭 令 所 庄 抑 泰隆 開 者、 可 留 発 為 \_ 除 准 有 日 宝 之荒 申之 然雑公事 限之 地頭 治以 政 所 剜 所 後 文 被 名 = 町

命じら 建保三 細 頗 として 注 11 立まで る 年 地 無 歟、 目 頭別名」 者 其 鎌倉幕 年 0) れ 以 右、 謂 但 た。 期 降 可 自 間 歟 は 依 (二章後述)では、 預 府 そ 雑 本 所重 追加法四四 公事のみを免除、 地 本 然 れ 所 にも 五. 頭 所 而 遂 不 は 和 地 引用史料 0) 遂 減 与 有 頭 カコ 政所下 か 額された 令 検注 限 也 一条には、 わら 和 ⑵検 中 と 一之以 注 与 ず、  $\equiv$ 文にて、 . О 年間 所当 時 傍線は筆者による。 「斗代所当」 地 者、 前 地 於 頭 者、 頭 は 町 令 開 預  $\mathcal{O}$ 所当 地 可 発地 可 済 所検注以 未 別 頭 為 進 准 が 取 減 に を弁済すること、 \_ 公 田 が 布 雑 所当 斗 0 常 あ 公事が免除され -代所当 と後、 1 0 0 Þ 也 段) たと 荒 て、 之 以下、 地 野」 电 頭 地 次 者、 預 は 耕 頭 弁済 を開 口 所 預 全て同 令 作 0 は 不 所 田 いせよと 発した 預 本 申 訴 る \_ 及 事、 えて 所 所 <u>"</u> 止 \_ 子 検

よる に カン ŧ け で カン 検 あ る幕府の は 注 6 本 後 たことを確認 所 は 公公  $\mathcal{O}$ 裁 許 折 田 は 衝 に (ここでは よるべ 地 しておきた 頭による開 きと 定 田  $\bar{o}$ を 発 規 意 定が に 味(30) 際 Û なさ ての į れ )基本方 7 地 頭 る。 針 0 進 右 . 基  $\mathcal{O}$ 止 とす づ 好 島 11 た 荘 る

中 以 荘 した石 れ 降 内 た所当・ 関 カュ 預 の 6 東 所 進 清 所 収 御 0 独納され 水 当 納 公事 訴 物を幕 えか 雑 社 公事 は 関 たと見 0) 東 荘 5 を徴 御 府 内 明 本 所年貢 公事は 政 の地頭らに分配し 5 て相違っ 所に 収 か なように、 Ŕ 進 預 関 納し なかろう。 所の こうして 東御年貢」 Ē 許に 好 11 たが、 て 島 弁済する役割を担 | 賦課さ 預 荘 に 所 で 引 は、  $\mathcal{O}$ 本化され 用史 許 れ てい 幕 12 料 府に 収 放斂さ た。 ... の た。 通り、 弁 つ ħ 地 済 た。 前 頭 ž 収 は 節 宝 れ 預 取 で 治 分 る 所 所当 物 検 配 元 は  $\mathcal{O}$ 討 年

> 指 が

に を 頭

 $\mathcal{O}$ 

た(31) 賀 頼 荘 内 下に 0 地 収 引用 頭 取 物 L は 城 隆 た 衡 0) 預 所が と は 0 ・荘内に設置した 徳 相 論に 治 年 際して作 (一三)七) 成された和与 飯 野 西 政 荘 所 東 状 目 に で 村 集 あ め で る<sub>(32</sub>の 5 預 れ 所伊 て い

#### 和

右 陸 衛 奥 菛 国 尉 岩 頼ω城 泰賀 郡 好 相 島 論 西 所 庄 務以下 内 東 目 事、 村 地 頭 岩 城 小 次郎 隆 衡 与 預 所 式 部

十二月 條 度 状 過 下 儀 右、 所 Þ 止 云 如 沙 雖 預 務 東日 # 汰 預 訴 所 遂 者 省 日以 訟 所 限 畢 問 \_ 先 例 止 答、 前 両 就 致 預 則 方 可 所 和 未進 除 所 預 綺 致 与. 運 詮 \_ 預 御 違 非法狼 対 重 所名久枝田畠 犯之仁 上 下 捍 避 令 佰 知 与. 和与 陸 之処、 籍 于地 預 拾 買文銭 所亦 之 上 可 頭 間、 相 被 相 者、 互. 在 賃於 然者 行 綺 申 雖 家等 自 \_ 子 及 御 飯 地 為 今 下 野 細 \_ 上 所務 以 地 知 政 於 訴 後 違背之罪 所 頭 東目 亦 令 者 沙 也、 番 . 停 以 汰 村 訴 云 和 若 11: 科 陳 地 地 毎 地 以 与 之 頭 頭 年 前 之

#### 治 年 宁 未 六月 十三 地 頭 隆紀

衡

花

が、 未進で、 は 示し 飯 は、 前 野 所 目 荘 提 預 野 政 務 村 東 地 たことが を 所伊 所 政 東 は 0 目 頭岩 照 あったとして、 う 村 所 目 地 射 賀 に 年 5 村 頭  $\mathcal{O}$ 城隆衡から するも 氏 弁 貢 が 預 所 0) 確認 を進 が 済 下 担 所 務 名久枝 することになっ 設 地を支配し うこと をめぐり できる。 のとしてとり 置 納 した飯 すること、 飯 (預 野 対立 府が 傍 政 野 所開 地 線部 (但し 所へ 頭 小 政 L てい あ 所に による未進 Ш という条件で 発地 た預 進 げておきた 秀朝を使節とし 預所名久枝を除く)、 納さ 2 た。 収 を 所 地 納 示 伊 れるべ 頭 業務 な す。 賀 は が問 お 頼 和与し 毎 泰と が き「年貢 年 一章後 収 題 嘉暦三年 十二月二十 斂さ て 地 化 地 て 述 頭 れ た 岩 1 頭 毎 ると 史料 定 る。 を 城 0) 年 田 除 隆 三二七) 1 催 分 東 日 で 11 衡 Ď 上 以 は 0 目 た は、 貫 年 相 あ 村 前 下 文 を 貢 地 1 地

飯

 $\mathcal{O}$ 

東

西

され 東 に れ ょ たことを 御 本 たこと、 0 年 章 て 貢 は 一元 確 に 先 的 認 預 注 行 に L 所 目 研 てきた。 Ļ 差配され が 究の 設 これらが 置した飯 成果に依拠し た状況を具 以 Ĺ ょ 野 預 ŋ 所 政 所に 伊 ながら、 体化 好 賀 氏に 荘 島 できたも 荘 内 内  $\mathcal{O}$ ょ 好島  $\mathcal{O}$ 地 ŋ 収 頭 石 西 0) 納 か 清 荘 と考 業 5 水 0 務  $\mathcal{O}$ 社 本 ゚える。 が 年 所 貢 幕 預 年 所 が 府 貢 進 賀 納 弁 関 氏 済

#### 域 支 配 の 展 開 野

#### 節 荘 |域構成 の複雑

員 1 ことを指 が 収 前 地 納 章 頭 で 業 務 E 摘 は を 補 た。 任 好 元 さ 島 化 れ 好 西 L て 島 荘 1 荘 7 0 たが 内に 収 11 納業務 つ たの は、 預 か。 岩 が 所 は 城 預 彼 氏 本 所 節 6 伊 5 で 在 <u>\frac{1}{2}</u> 賀 は 来 荘 氏 領主とど 以  $\mathcal{O}$ 鎌 前 Ł 倉期 カ 6 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ よう 形 地 元 成 域 化 され 社 向 会 て た開 き合 構 11 成 た

発地に注目して検討したい。

まず る(34)は 先 部 を引 用 た文永六 年 (一二六 九 関 東 下 知 状  $\mathcal{O}$ 続

き

## 一 荒野打引事

引 作 令 饉 汰 诵 行 不 案 右 分公 御 以 信 済 耕 者、 云 下 後 上々、 承 両 処 作 所 久三 田 方雖 所 知 陸奥国 当 荒 爱 泰<sup>(好島)</sup> 也、 令 地 廃 年 之間 申 間、 頭 荒 跡 至 雖 等 好 \_ 子 廃 者、 所 給 嶋 准 其 称 之本新 細 領 年 外 庄 御 有 彼 好 相 貢 常 内 例 下 闕 嶋 \_ 往 互 荒 所 Þ 文 点 之基· 為 田 古 野 荒 詮 浦 光泰 野 之 事 如 打 者 田内 田 在 引 者、 光 也 所 代 右 京 預 泰質 公 之 件 申 所 且当庄 田 任 所 可 間 荒 非 数拾 令 ン致 承 無 野 進 地 無 押 者、 嘉 久 頭 其 東方預 町 其 御 禎 \_ 子 妨 相 沙 荒廃之処、 沙 下 細 預 共、 汰 굸 汰 文 所 年 Þ 所 大須 焉 兀 為 者、 通 近 月 通 者 信 打 賀 七 年 号 於 於 信 引之 左  $\exists$ 欲 已給 \_ 不 早 泰 寬 衛 御 励 可 作 隆 喜 門 下 所 打 -開 \_ 沙 知 飢 尉 知

する は た。 味 年 中 好  $\mathcal{O}$ 廃 7 る ジ、ミシュのたると 開 寬 島 に 方に 御 喜 発 東 を進 二三六)、 往 荘 0 そ 下 島 0 文 古之田  $\tilde{\mathcal{O}}$ 飢 (D) 田 東 打 荘 他 田 め 預 饉 引 浦 で  $\mathcal{O}$ ようとしたところ を 所 は ( − 1 = 0 < = − )</p> 代 賜 田 0 大須賀通 預 常常 東 0 を に 裁 所 荘 が た。 認 お 許 Þ 荒 預 け あると主張し 8 地 所 る 准 野 但 る 信 頭 判 じて、 は が 訴え 公 決 は 相 承久三 が 田 通 預 (清 んをう が 信 下 荒 西 共 所 ż 通 たため進 水 は 廃 荘 あったと指 け れ 跡 信による 亮 在 年 に に 京して た た お 氏 「打引」 幕 に は、 V 府 まなかっ て 0 は、 明摘する)、 預所による!! Ŕ 預 1 11 いたため 開 (111) 7 寬 作 預 地 に 荒 たとい 喜 頭 所 で 伊 لح 0 好 賀  $\mathcal{O}$ は 飢 地 開 近 野 島 う。 頭 年」 光 裁 再 饉 発 開 泰 許 開 IJ が 泰 隆  $\mathcal{O}$ 発 に 発 後、 嘉 荒 背 を が を 額二 地 知 下 を 野 景 な 認 荒 頭 行 意  $\mathcal{O}$ に 8 L

幕 府 0 裁 許 は 1 預 所 対 地 頭 知 行 地 内 で 寬 喜 0 飢 饉 以 後 荒 廃

う

É

なる点で

あ

る

好

島

田

に

お

け

る打

引

地

が

飯

野

八

幡

宮

領

لح

7

領

有

によ 荘 賦 を は 汰 形 職 廃 深課され 成され 強 域 複  $\mathcal{O}$ 公 公 可 雑 が ると、 田 調 秩 田 重 令 序 化 画 要 を 0 定し 7 た غ な 再 再 Ļ た 弁 お 年 点 は 開 開 地  $\mathcal{O}$ 済 た後に きた 貢 で 別 は 預 発 発 頭 など 所に 也 あ 次 す 開 既に る(37)元 る 及 発 لح 進 は ょ で 従 び 地 先 指 既 荒 る  $\otimes$ 地 は 鎌 前 倉佐 5 領 頭 示 存 ま 野 引 L 域 れ  $\mathcal{O}$ 地  $\mathcal{O}$ で 0 用 て 保 た開 支 手 枠 開  $\mathcal{O}$ 頭 L お 氏 で 組 配 別 権 発 た同じ ŋ 弁 が を [名] み 利 発 流 済  $\mathcal{O}$ 指 を 認 動 再 さ 預 とされ 中 8 摘 改 関東下 所は 開 に  $\otimes$ る 化 れ L す 発 たことが 下 た 7 ·地を区 る可 (2) に 地 通 認 知 ょ 頭 幕  $\emptyset$ 地 状 別 能 り、 る 頭 府 0 名に . 分す に 性 わ が لح 好 対 を か れ 孕 Ź は 島 る。 5 11 L 早 入部 新 h  $\mathcal{O}$ う 知 荘 荒 為 で 鎌 た 開  $\mathcal{O}$ £ 行 野 地 荘 な 11 倉 で 発  $\mathcal{O}$ 地 所 き 域 頭 に で 内 たこと 初 所 当 之沙 ず、 構 期 有 ょ あ 0 事 荒 成 が n

は 荘 6 玖 \_ 之 は に 務 荒 段 か 年 開 興 相 で 東 右  $\mathcal{O}$ 間 野 味 で 泰 好 目 発 に は 伝 打引人 村 あ 合 を 引 深 元 神 島 隆 年 る。 内 認 用 化 荘 領 田 所 1 貢 をどの 前 め  $\mathcal{O}$ 域 (41)領 L \_ 四 <u></u> 枝 闕 除 が、 構 再 預 5 た な 章 好 怠之 定〉」 開 引 所による れ 嶋 関 成 荒 ように に 0 発 用 た 東 預 が 野打引 基 預 文 地 史 預 浦 下 所によっ 複 也 言 料 が 所 所伊賀氏 田 知状によると、 雑 して 再 が で 内 化 ٤, 両 開 定 表 陸 照 実 す 公 地に 施 実現 る中 記 発 田 7 奥 荒 が 数 開 さ 玉 など 地 実際に 廃 預 た検 発さ で、 岩 拾 Ĺ が れ 浦 所 公 城 で 町 7 久 田 名 田 ŧ 枝 注 荒 地 11 預 飯 郡 れ に  $\mathcal{O}$ が 野 名として 頭 た所 た 飯 確 目 廃 所 は 久 「打引」 所 之処、 認 録 好  $\mathcal{O}$ 伊 八 野 いだろう 枝 在 賀氏 幡 八 が 田  $\mathcal{O}$ 島 領 でき が 泰隆 宮 幡 数 好  $\mathcal{O}$ た。 領 形 を 島 行 領 宮 弐 号 は عَ る<sub>(40)</sub>有 成 方で カゝ 領 拾 田 行 が 前 不 さ 地 領 L 同 町 に 0 章 作 れ 頭 あ で 今 れ た 有 7 郡 棚 は たこと たこと 知 確 注 段三 れ 論 好 と を考 田 行 た 認 島 目 じ 不 は、 合 数 地 た 田 L 好 済 きるよ た は カ 弐 内 島 え 収 打 内 引 6 拾 正 で 所 田 る 納 除 西 明 当 際 0 町 和 0 12 業

開 野 飯 所支配地として登場する河中子 n た状況 八幡宮領とし 発 地 幡宮に を引き渡すまで続 は、 寄進されたことが 応安三年 て集積 (一三七〇) 領 いたと見ら 有してい 確認 北目 記 で きる。 (44) 田 に たの ñ る。42類 であ 所伊賀光政 ま 田 た、 預 所伊 矢河子の 十三 賀 が 氏 世 地 の う ち、 は ま に に 頭 好 開 島 矢河 新たな 隆 発 地 義 を飯 子 に 預 再

してい は、 ていきたい。 鎌 野 **蜂倉期以** たと見 八幡宮を梃子に開 5 後 れ も荘域構成が複雑化する中で地頭知行地に る。 節を改めて、 発地 へ の 領域支配を強化す 飯 野八 幡宮の造営役を素材に んる預 対 所 0 しても作用 基 本方 検証 針

# 飯野八幡宮造営役

仁五年 され 所による領域支配につい 好島荘域全体を対象に賦課されたこれらの造営 建 御 長 正 飯 に 五 躰が た 幕府の指示で荘内に造営役が賦課されたことが 年 八幡宮は、 (一二九七) に鳥居が建設された史料が (「縁起」)。 勧 (一二五三) に経所、 進され、 文治二年 (一一八六) その後、 元久元年 ての考察を進 嘉暦三 (一二)四) 文永六年 年  $\emptyset$ (一三二八)・ に石 た (一二六九)・文永十 に 赤目崎見物 清 役を検証することで、 水八幡宮か "飯野家文書』 が確認できる。 まっか 岡 5 )好島荘· 社 殿が建立 年• 残 る。 内に 永 預

した西荘分の まず 検 討 たい 鳥居作料配 のが、 記分状で 永仁五 あ 年 九 七 に 西荘 預 所 代覚 乗 が 発 給

八幡宮御 番 匠 作 料厨 雑 事 ·配分事、

百五  $\overline{+}$ 東 目 地

文 白 1米五升

頭

五 十文 白 1米五升 好 嶋 地 頭

分 分

百

三百文 白 1米六升 新 田 分

> 百 五 + 文 白 米三 升 五. 合 新 田 分

九 三百六十文 十文 白 白 米四升 米三 升五 Ŧī. 合 合 仏 崎 谷 佐 矢河: 古 分

白米三升 小嶋

右 来十三日 以 前 可 有 御 沙 汰 状 如

永仁五年 <u>亍</u> 西 八月 八 日

乗

状である。
対捍したことを幕府に訴えた。これを対捍したことを幕府に訴えた。これを 支配し など、 課されてい 配分状によると、 匹 、課された点に気付く。 0) 複雑化していた領有体系を超えて、 て 鳥 (48)居 別納が認 た。 作料は さらに興味深いの めら 預 奈木・ 所支配地の今新 れてい これ 紙谷など寛喜 た東目 は これをうけて発給され 東荘でも は、 西 村 田 荘 造営役の対捍に 預 0) 同 好 小 所 飢饉 島田 谷佐 様であり、 西荘全域を対 伊 賀 以降の P 古 盛 光は 仏 預 際し 崎 た 開 文永十一 所 0) 地 象に鳥居 発 開 が、 頭 地 地 て 発 が 0) ŧ 地 頭 造営役 年 預 が 以 対  $\mathcal{O}$ 下 象 作 矢 下 所 に賦 0 料 河  $\mathcal{O}$ 地 書 を 子

七 賦

此 左 旨 度 奥 右 状 国 Þ 1城小次に (産働) 雖 好 島 依 仰 庄 仰 下 郎 八 執 幡宮造営 達 不 田 如 富三 \_ 叙 用 件 事 郎 云 冨 領層 々、 田 所伊 招 郎 賀三 其 背 咎 郎 召符 歟 盛光重 - 間、 所 申 詮 状 可 不 日可 加 催 通 被 促 申 如

嘉 曆三年八月 八 日

> 沙 弥 花

Щ 出 羽入道

して 幡 造営役を 1 荘東目 宮 頭  $\mathcal{O}$ 0 別 済 対 当 捍 (T) 対 村 職 催 捍 地 を 頭岩 もしくはそれに准ずる地 訴 促 えて たとする預 を命じて 城 1 小 るの 次郎 である。 る。 所の 隆 衡や東荘 西荘 訴え 預 たをうけ 伊賀氏のこの 所伊賀盛光は 位を想定せ 地 頭 公田富三 た幕 府 よう ね 郎 は ば 荘の な 理 同 解できな 動 Щ 冨 東 き 田 宗 西 は 朝⑸三 を を使 郎 問 飯野八 経 わ ŧ 節 隆 が

記され 両 飯 荘 0 野 で え あ 幡 ょ  $\mathcal{O}$ う。 (52) 造 宮 別当 営 は 役 建 職 賦 武 0 れ 課 元 · を 裏 地 八 位 0 造 幡 づ は け 営 る。(53)役 宮供 東荘 派注文に 僧 預 職 伊 所 大須 賀 0 補 氏 西 任(54)費を氏 が 荘 を担うように 西 預 カゝ 荘 所 6 伊 預 伊賀氏 賀 所 盆 光 補 なったと見ら 任 が と移 れ 神 b, 7 主 以 職 東 降 ىل れ 西

る

ころ それまで 別 え、 氏により 所 飯 目 確 幕 が入部 村 認 検 野 府 右のうち、 が、 地 年 で は 討 分 き、 を加 幡 ・貢についても使者入部による催促 0 そ 踏 宮 政 年 指 Ō 飯 で !摘され 政 きな 元えた が所の み込むことに成 造 責 訴 野 所 八八幡 一営役を契機に、 七 え 西 これている。話を好りの支配が及ばなかった は 十貫が文保 を認めた。 荘 地 宮造営役の 東 別 頭 先に引用 目 納 代 地 村 地 ( 預 給 功し これと同 頭岩 二年 主の 対捍を契機に、 飯 所名久枝 た史料 城隆 て 野 ( = = -温荘 11 政 た 别 た 所による直 地にも踏み込んだことが 様 衡 納 を除る 0) に 0 0 が 請 である。 に戻すと、 八 が 動 通 催 所 ŋ 認 き 促 沁められた。 以来未進でた は得宗 預 0 に多田院 所は として 接 地 対象となっ 頭岩城 翌嘉暦四  $\mathcal{O}$ 支配 使者の 領摂 領有 造 あると が 津 氏 預 営役を た点に、 及ば 年、 国 入部 は 所 `入間 伊 多 て 東 賀氏 幕 預 田 を訴 目 な 賦 もう 所 院 た(55村 府 田 い 課 でも を預 地 に は 宣 は え、 Ļ 頭 訴 東 夫 办

収することを契 的 n 0 したことを指摘 飯 荘 荘 荘 域 好 域 八 域 が 島荘では、 (因となったと見られ 幡 画 構 宣定され 宮 営 構 成 との 役 成 は が É 複 1元 枝た(58)と 関係 たが、 同 れ 雑 鎌倉初期に多くの免田 化 様 た領域型荘 してい を梃子に領  $\mathcal{O}$ その後も預 役割 好島荘に 7 荘 るの た。 を 域 と果たし 園 全 におい **顺域支配** であ 体 そうし で は、 派や 0) 収 て 預 は 納 荘 を た条件下にあっ 地 (「本免」 展開 業 園 頭による荒野開 所 幕 に 務 領 してい を荘 主が ょ 府 0 る 「新免」) 指 領 亰 国 平 た。 [領主の 域 示 支 て、 で 配 賦 均 発 旧 を組 課 が 役 ŧ 稿 預 3 で 再 展 を 所 は、 開 れ 賦 伊 開 み た 課 賀 発 込 す る 飯 元 複 氏 に  $\lambda$ 化 徴 合 は ょ

> おく必 関 す っる 人 協 東 但 力なく 御 Ļ 要 夫 領 が 預 に  $\mathcal{O}$ お あ 沙 所 け る て 汰 か 5 る は が 次 両者 預 地 幕 公章で 所による荘務運 頭 府 0 に 政 は 関係を理 所に 指 好 示 ż 温荘 関 れ 解 東 て  $\mathcal{O}$ 営が す 御 11 預 <u>る</u> たことか 年 所 貢 実 事 現 地 を輸送 例 L 頭 を な 6  $\mathcal{O}$ 提 明 関 カゝ す 示することを試みた 0 5 係 る た点には か なよう 際 跡 年 け 注 ⑸貢 る中 意 を L 地 運 で 頭 上

 $\mathcal{O}$ 

### 東御領好島荘の 預 所 地

11

れ 法五 貢 下 御 る弘安七 鎌 に 年 倉 引用した追 後 貢、 一六条) と年貢納入に関する規定が 毎 年 期 年 被  $\mathcal{O}$ 定 関 遂 -東 限 結 加 御 八 法 可 解 領 五四 兀 に 徴 0 可 納 Ŧī. 五. 11 条であ 被 月二 て、 全 若 安 + 過 御 達 日 得 期 泰 「新御式 分 日 盛 ?ある。 による 事 者 目 これを具体化 (追 可 被 加 弘 に 法 安 は、 . 召 五〇八 徳 所 政 条)、 た 事 御 評 0 領 価 が 追

年

#### 所 領 年 貢

以 加

場 基 とすること、 う 関 が ノよう 合 づ 東 き、 政 御 遠 可 指 領 者、 国者、 所 遂 入 0) 直 示 政 間 年 可 結 領 所 翌年七 貢 解 田 落 例 直 政 宣 遅 結 郷 夫氏 解に 政 領 所 滞 縱 所 例 月 雖 は 例 つい た場 は 郷 以 関東 所 郷 飯 無 前 滞を 野 て、 别 合、 令 未 御 八 納 於 改易することと 進 究 遠 国 領 幡 別 例 済 地 0 宮 納之 内 は 郷 領 期 翌年 部 者、 日 可 地 構 構 預 以 遂 成され 造 七 所 前 可 は 月以 結 名 北 定 令 政 不」遂 解 条氏  $\Diamond$ 所 ると 前 改 例 て が 易 郷 論じ 管 近 領 1 近 其 所 る。 轄 玉 0) 玉 節 帯 た。構 す 者、 は る 者 地 造 也 0 月 頭 好 同 ŧ 例 規 職 島 中 別 同 定に 郷 月 設 荘 様 に 納 中 置 0 行

と理 所 領 別 7 納 相 之 違 地 な か べろう。 免 田 地 頭 別 名 な 同 様 0 内 部 構 造 をと 0 た

は、 右 Ŕ は 預 出  $\mathcal{O}$ してい 記 所によ 預 幕 定 預 載 所が 選注に 府 0 カ 所 職 たと理 ら今新 追 秩 る 地 おけ 序 地 加 頭 をもって併存したことが 頭 法 地 職 . る預 0 解されてきた。 頭 職 田 • を 兼帯 規定に則 職による重層的 兼带 小谷佐 所 は認めら する地が 地 にたあ 63活 頭 0 だが、 関 れ 仏崎 あり 記な領有: ない 係係に り方であ など)、 が明ら ことが指 近 (62)宝 . つ 年の 体系が構築さ 治 0 か て、 た。 にされ 預 鎌 年 所 摘さ 倉佐保氏 十六月日 永 が 原 排 た(64)れ 慶 他 れて 0 氏 的 好 預 伊 な支配 お 島 研 所 以 賀 ŋ, 発に 荘 職 来 光宗 0 に お 地 ょ 地 通 譲 頭 を れ 11 説 狀 は 7 職 創

二四 通じて との より 政以 依 勿 中 張 などを実現できず、 Ш ような措置 帯を改易するよう厳しく指示している。 を認め 山 山 論 料 追 一降に 加法 琕 重 相 ECK(88) 領 相 地 鎌 残る限りでも正和 有に て 論 論 が 頭 正 7 好 倉 五. たい 温西 後 をとることができたのであろうか。 た側 が 続 慶 山 0 **分** 兀 して 元年 期 領 1 V 五. 0 とい 島 てい て地 有した山 引 荘にて用 一条では、 面 0) <u>山</u> は き渡しを指示するが が は · う 時 無理 る。 あ 頭好島盛隆と対立 で 地 預 0 た点で 水源の 幕 五年 所 頭 代 0 が打渡は 例 背景も考慮 らが は Щ 府 郷 から 現 0) 0 に 引 あ 担 正応三年 確保をめぐって預 作 実現 山を で き る。(70)つ た 両 田 年 渡 使 0 心する必 貢 し幕 耕 在 l 0) 領 L 0 では、 0 を求 入部 (67)地 作 ま 地 な 有する地 幕府に訴えた。 いかった。 結 :や荒 り、 頭は下. に 解 めても荘務に支障を来すと お 要はあるだろうが、 指 元亨四年 参考に が 好島荘預 示が 野 在 ける社会的 遅 頭好 知に従わ 来領主で 所 。その要因につい れ 下 荒 になるの た 場 島氏 地 廃 (正中 がは 預 て 幕 田 頭 ず、 所伊 機 Ŕ 合、 あ 府 間  $\mathcal{O}$ が、 開 能 地 は 実際にそ る 元 地 鎌 頭 年 そ 賀 地 預 発 発 弘安徳 分鼻関 頭 預 本 0 頼 生 頭 所 て  $\mathcal{O}$ 所 後  $\mathcal{O}$ 泰  $\mathcal{O}$ 勧 稿 は 農 を 氏 主 た 所 は

> う 現 実 が あ 0 たと見 6 れ るの で あ

11

(73) 領 で 領主平 服 E 院 預  $\otimes$ 再 こうし で 御 0 る。(72散 あ 編 領 所 領 吸 人吉 肥 0 河 在 は て た。 興 収 地 氏 地 後 た 永 味 頭 に 吉 て 域 荘 玉 状 L 永吉荘について、 て幕 深 による重層的な領有体系をとっ 安 荘 1 況 永 猪さ 11 は、 たとする近年の 下 公 吉 は 領 0) 府 地 荘 他 は、 の支配が れ 預 を は  $\mathcal{O}$ 永吉荘 ており 切り 所職 関 筧氏 治 東 が 分ける 御 承 大江 完遂し も検 iz 領 筧雅博氏は、 再 石 工 寿 で 1井進 討 広 ŧ 編 永内 藤 ŧ たと論じ 元に 敬一 0 さ 同 乱を経 た次 氏 で れ 様 だっ 0 与 氏 は 成 えら 分 の指 なく、 立 0 当 史 た(74)た した所 た 類 て、 初 料 が、 摘に れ 0 に従えば た 地 永吉 永吉 王 で で 領で あ 従 家 頭・ 預 は 方、 荘 領 る。ィォ粧 所 あ が 坪 地 球 預 るの無 だろう 地 地 以 付 頭 b 所 下 0 頭 型 頭 は 御 各 球 存  $\mathcal{O}$ 職  $\mathcal{O}$ 但 領 别 勢 議 磨 L 在 関 は が 知 力を 開 形 東 論 Ш 行 態 御 関 発 流 華

進 域  $\mathcal{O}$ 王

大口 花 押

下 球 磨 御 領内 永吉 名 住 に 克

可 早 以 良剪 兀 郎 師 忠 致 沙 汰 参 筃 村

目 良生 池

此 雖 方 無 右 -꾶 所 了 \_解 参 怠 日 計 筃 此 可 可 沙 村 条雖 沙沙 改 汰 也、 汰進 補 未 師 他 忠為 決 但 京庫 人 若付 理 也 \_ 別 非 者 納 所当公 於 師 宜 須知 御 忠 令 年 事及 依 致 加 貢 有 恵 以 勤厚 所 堺 下 貽 務 論 所 憤 忠節 当 田 自 御 拾 聊 之状 有 壱 得 為 |不当之 町 分 優 恒 者 例 件 彼 臨 時 意 付 時 師 課 如 忠 役

建 永 一年三月 加 日

 $\overline{\overline{\bigcirc}}$ 筧氏 た書状と 貞 七) 以 は 下 に 袖 位 所 預 部 置 当 分から文書の 所 御 が け 得 地 分恒 7 頭 平 る 例 臨 河 発 時 (良峯) 給 課 者 役 を預 師忠に目良生 を 所大江広 京 庫 元と 12 永池 判 別 断 など三 納 す 建 るよう 永 命

ち、 Ŕ 年に 永吉荘 どと 領 収 カコ が 思 王 球 定 指 下 倉 る活動は以 滅 立 触 に がすると、 引用史 領に 摘さ を支配を 一時に 今注 院 磨 中 納 担 鎌 n たの た工 呼 幕 平 倉期 球 V 沂 業 0 御 0 ぉ ※務を遂 現 称し 磨 れ 年 府 後 河 7 領 7 目 地で受け皿となった点も、小川弘和氏 た、 関期に 人吉荘 料 たと見 氏 京 郡 藤氏 で L するにはそ は(82)が 前 0 きた役割 庫」 後も人吉荘南方預所 平 た て 鎌 永 は、 0 流 内 あ ŧ るが る。 平 吉 かけての預 指 河 0 倉 行する上で有用な人材であ 弘 れ 0 安八年 た領点の家 を汲 5 幕 荘 平 東 氏 河 下 指 0 示 -安後期 も地 そうした は、 れ 氏 内 郷 弁済したという 地 府 地 摘 0) るの 肥 が十分に 氏 成 が 頭 容 0 を踏まえれ 側 む ħ 継 立 年 球 職 は 上 頭職を失うが、 は 蓮 は 前 に 続 (一二八五) 人吉荘 華王 · 貢以 で  $\mathcal{O}$ 球 玉 以 磨 所による地 依 を指示したもの 球磨御 療 地 名主 京 あ 亚 前 長 郡 拠する必要が る 安後 整 庫 嶋 域 院 下 に遡る在 で 果たし 荘 職 中 理 ば 秩 領 が と表記せずに (良 解釈で 段期に され を 領 納 序 球 が 別 を 人 成立以 彼 頭 磨 ~ 0) 右 指 吉 京 8  $\mathcal{O}$ と 来領 良峯 Ō 杵 度 職 球 地 師 岩門合戦で永吉荘 0 摘したように平 荘 て 解 都 5 7 (きた機) 域に ある。 関 荘 は  $\mathcal{O}$ つ 磨 種 解釈の妥当性を裏づけ 分 V) 釈 れ  $\mathcal{O}$ であっ と理 た。 来の 姓平 押 係 主 平 御 0 な 0 幕 ることに 一のネッ などとして確認 可 構 肥 河 領 領 おける散 い 府 たか 一解するの 筧氏が .氏に返 実 が成立 御年 築が 後国 河 当荘につ 状 能 は事実であ 能 御 球 天績 を持 公況 に 蔵 が 氏 磨庄 性 らと見て 背景に 貢 になっ  $\vdash$ 人吉荘 領 が が付せ にあっ ヮ 在性 指 理 域 族 河 出てくる。 L ち、 が妥当では 0 て 支 1 7 預 氏 V) などを 摘 解 とよとの を踏 て、 て、 配 る 以 球 が 球 ク あ 所 な 1 た通 相 が、 ŋ 球 来 が 武藤景資 球 磨 0 0 磨 た た 、(83維 少なく まえ でき 実 違 磨 郡 るように 磨 御 本 平 が 現 な 関 裁 弘 郡 平 御 庄 所 泂 す 京 続 に を規 安 関 性 か 東 許 な 河 れ る(80)お 領 蓮 氏 な 先 で 庫 な 鎌 東 が ろ 御  $\mathcal{O}$ 氏 ば け が 成 菙 が に

以 本章で扱い えた事例 は 好 島 荘 ほ か 限 5 れ た ŧ  $\mathcal{O}$ にとどまるが

> 担 る さ 圧 せ V 東 るた 御 迫 手 が 領 で  $\Diamond$ あ 領 域 に b 0 た場 支 必 型 配 要 な 0 合 0 人材で 展 地 開 預 頭 に 所 は あっ 必 لح 開 ず  $\mathcal{O}$ た点を 対 発 ŧ 立 領 作 を 主 用 確 孕 Ł むこと した 認 L た。 わ は け は 御 預 で あ 領 は 所 0 化 に な て 以 カ ょ ţ 前 る か たことを 地 荘 5 頭 務 0 に 荘 を 対 機 務 す 能

#### お わり

調

7

おきた

最 後に、 ここまで 検討 してきた論点 を整 理 して お き

1

- 好 社 東 御年 島 幕 西 貢 府に 荘 で は、 は、 弁 済 預 石 さ n 所 清 た。 伊賀 水社に 氏 弁 0 済 Ł とに する 本 元 所 化さ 年 貢 れ た 幕 収 府 納 に 物 弁 カゝ 済 6 す る 石 清 関
- 好 す 7 またその 梃 島荘 る V) 子 た。 に 領 飯 で そうした中で 後 は 域 野 支 八 Ł 鎌 配 幡 開 を 宮 発 倉 展開 造 初 営役を 再 期に 預 開 Ļ 発が 多く 所 荘 収 伊 納 域 賀 進  $\mathcal{O}$ 全体に 業務 めら 氏 免 ムは、 田 を れ を 賦 預 たことで 組 元化し 課するなど、 所 4 開 込 発 ん てい 荘 地 で 域 荘 を 飯 構 域 飯 野 成 が 野 八 は 画 幡 八 複 定 幡 宮 さ 雑 宮 領 化 れ と
- 3 但 的 担 論 た な支 0 て 通  $\mathcal{O}$ きた 配 経 預 ŋ 所による を 過 在 か 進 預 地 5  $\emptyset$ 所 ると に Ł る 明ら お 地 領域支配 け 11 頭 る か 0 0) 社会的 な 重 た よう 性 は、 層 格 的 K 機  $\mathcal{O}$ 通 支 説 能 ŧ 配 預 が  $\mathcal{O}$ 0 依 所 で 論 もとに実現して 心た地 拠  $\mathcal{O}$ は 支 な 配 た 頭 ŧ は 職 地 鎌  $\mathcal{O}$ を で 頭 倉 5 佐 兼 あ 0 在 保 帯 氏 来 L が 領 て Ш 主 指 排 が 相 摘 他

0

きた地 関 で御領支配 「する荘 地 東 好 島荘 御 頭 . 領 頭 別 ŧ 園 (T) 0 補 少な 社会的 しも存 が ように、 完遂し  $\mathcal{O}$ からず存在し 在 関 するだろうが 機 東 能 たとの筧雅 御 預 に依拠することで預 領 所 では、 幕 たように思う。 府 有 預 博 本 氏 芀 所 御 稿で論じたように、 0) が 指 地 家 摘が 頭 人 所  $\mathcal{O}$ に あ 勢 地 る。 よる領域 力を克服 頭 勿 在 論 地 支 在 0 配 地 吸 御 が で 0) 収 家 実現 培 指 す 人 わ 摘 ること れ が 預 た 7 該 所

つい 確立 つい を支 現 伊 地 氏 玉 頼 京 家 メ ĺ 泰は 賀氏 入の 地 に 頭 0 預 配 一する場 動 赴 在 て、 が ス を 所 を 者 は 知 0 居 伊 所 向 11 六 玉 波 場 提示した。 支 多 悉 たの 住 か 賀 務 心する 在鎌 つて 配 機 か 羅 合、 一形態が具体化 氏 合だけ 鑑 0 みても、 は 評 0 来 地 能 展開 (84)入 間 最初に預 たのでは 在 ように関東御 領 域 を担うことを根拠に 建 定 倉 一衆など、 来領 でなく、 住 武 などの分業体制をとって 主であ さらに近 元年 したケ 民双方に認知させ 田 宣夫氏 有力御家人が 主の協力や理 ない され、 る地 所職を得た光宗は (一三三四) ĺ 好 鎌 ・スも る島荘の か。 倉や京. 年、 頭 領 は 御 都市 を 0 清 秋山 存在したことを指摘 排 家人たちが鎌 預 水亮 沂職 ように 荘 |解なくしては領域支配 預 都 鎌 除 外倉に居: することで たことを論じてい 遠  $\mathcal{O}$ で 哲 所 氏 微に補 に補 制 盛 0 雄氏により は、 所務を担う地 0 光 活 政 **(**) 尤まで下る。このよ 値動が確認できる一・ (所執事 たことが 維 住 任 地 を論じている。別称持装置としての する 倉に常駐 任された関 さ 頭による開発を検 預 れ 都市 た東 所による (預所補 が指摘さ 都市 7 頭 せ 鎌 国 ず、 おきた が 東 倉に を 領 有 成立 力御 0 御 主 組 領 関 ような 任 れ み込 域支配 存在 方、 領 以 東 て お 前い族 、(86)る。(85)で たるイ 御 で 前 け 家 L 討 入に る御 領 意 な は 伊 陸 智 が 奥. 在

- (1)遺 文 年 月 補 日 三 未 詳 八四 飯 | 号)。 野 八 幡 宮 縁 起 注 進 火 飯 野 家文 書 七 四 鎌 倉
- $\neg$ わき市史 九 八六年) 第 第 巻 章 原 始 鎌 倉幕 古代 府 とい 中 世 わ き (V 地 方」。 わ き 市 史 W 委員
- 大石 九七六年)。 直正 「『飯 野 文書』 0 伝 来と伊 賀 盛 光 つ . わき市 史 付 録 五.

(3)

(4)

(2)

- るが、 情 必 文 飯 文 庫、 要な文書に 書』(続群書類 報 野 を 家文書に 示, 二〇〇二年) 本 -稿で つい 『史料纂集』 は つい 便 %従完成· ては 宜 ては を用い 上 定 会、 基 本に 本飯野 本 福 的 島 収 九 に 県 録さ 八三 史 家文書中 史 年) れ 料 て 纂 ٧, に わ 集 世 き 依拠して文書 な 編 市 い 古 文書や 史 文書 CD-ROM に 編 収 翻 番 録さ 刻 飯 版 号 野 など 八 修 れ 飯 正 幡 7 野 が  $\mathcal{O}$ 宮
- (5)巻 永原慶二「領 吉川 弘文 館 主制 二00七 支配におけ 年 初 る二つ 出 0) 九七三 道 (『永原 |年])。 慶 作 選 集 第
- (6)史 究 Щ 紀 崎 要」 兀 勇 八、 鎌 兀 倉時代の東国における公田」 九七六年)。 九 七三年)、 松 井茂 鎌 倉時 (『慶應義塾志 代  $\mathcal{O}$ 陸 奥 国 木 好 島 高 等学 庄 (『歴 校 研
- (7)鎌 亰 倉佐保 制 成立 史 論 鎌 倉期における荘園 塙 書房、 二〇〇九年 制 支配 初 0) 出二〇〇三年])。 実態と秩 序」 日 本 中 世 荘
- (8)版 佐 州 玉 藤 々 好島 木 す 原 る 慶市 石 九八九 氏 が、 庄、 氏 0 は 時 文治 代 年 関 大 0 東御 石 点につ 吉 初 一年に岩城郡 直 Ш 領 出 正 弘文館 陸 1 治 奥国 九七〇年])、 て 承 0) 好島 私見 0 寿  $\overline{\bigcirc}$ 片 庄 永内 は後述する。  $\bigcirc$ 寄 (『中 前 乱 年 掲 期 が 註 世 南 あり 初 東 (6)奥. 北 出  $\mathcal{O}$ 松 好 井 政  $\mathcal{O}$ 島 治的 九 武 荘 鎌 八 士 が  $\bigcirc$ 情 成 倉 寸 年])。 時 立 名 代 L (『奥 たと 0 な 陸 出
- (9)崎 勇 好 嶋 推 講 座 日 本荘 遠 史五 東 北 関 東 東 海 地 方 0 荘

嵐 吉 ፲ 弘 文館 九 九  $\bigcirc$ 年) 頁

- (10)沢 代 介美 敏 雄 術 工 石 芸館 清 水 年 八 · 報 幡 宮 領 陸 奥 玉 岩 一〇年 城 郡 好 嶋 庄 東 北 福 祉 大 学 芹
- (11)0工 藤 敬 年 初 荘 出 袁 制 九  $\mathcal{O}$ 七五 展 開 年]) など。 荘 遠 制 社 会の 基 本 構 造 校 倉 書 房、
- (12)兀 石井 九 巻 八三 進 鎌 |年])。 倉幕 関 東御 府 領 礼 研 条氏』 究 岩波書店 <u>|</u> 関 東 御 領 覚 え書」 年 初 石 出 井 進 九 著 八 作 年 集 第
- (14)(13)筧雅 筧 雅 博 博 続 関 東 関 御 東 領 御 考」 [領考] (『史学 (石井進 雑 誌 編 九三— 一中 世 兀 0 人と政 九 治 四 吉川 年)。 弘 文 館

(24)

- (15)好島 一九 别 名が 在では、 八 形 八 ル成され (年)。 荘 た。 域 0 この 画 定 点につ 後 ŧ, 開 V 発 て は、 再 開 発 一章以 が 進 分降で み、 言 預 及す 所 支 Ź 配 地 B 地 頭
- (16) $\neg$ 元 **人元年九月** 清倉遺 文 十月 兀 八〇号)。 好 温莊 田 地 目 録 注進 状 案」 飯 野 家 文 書 七 五.
- (18)(17)前 掲 註 (6)松 井 鎌 倉 時 代 0 陸 奥 国 好 島 庄 三七 頁
- 七六)、 戸 H. 正 じ 和四 本 わ は  $\hat{\mathcal{O}}$ 註 n 関 年二月 地 前 たとする。 (8)大石 域 東 掲 「好島 御 権力と社 註 (8)領 十五 治 荘 0 佐 好 肥 Z 承 但 日 島 . 会 木 後 田 L 玉 寿 好 近 検 高 関 球磨 永内 島 年、 注 志書院、 東 荘 目 郡 御 乱 浦 工 録 永吉荘 領 期 田 藤 注 南 陸 <u>-</u> 検 敬 進 奥国 奥 注 状 と同 0 案」 目 二片 好島 政 録 五. 様、 治 注進 年) (飯野家文書一七七)。 寄 庄 的 '情勢」 好島荘で 火火案」 に 再 お 四~二〇 考」 は、 て、 飯 ŧ 同 野 文 球 片 家文 編 治 頁 磨 参照 寄  $\neg$ 郡 書 中 (関 が 以 世

(19)

- は、 0) 前 者 に あたるもの と考える。
- (21)(20)幡 弘 (嘉暦 安七 神 社 立書、 年 兀 九月二十 年 月 鎌 八 倉遺文』 一 七 日 日 伊 前 賀 五三〇八号)。 石清水社検校壇 盛 光 代正 一法申 火 妙 清 御 飯 . 教書」 野 家文書 番 磨 松 八。
- に 任 野 時 前 期は下 なるだろう。 掲 家文書』 先 註 例 (10)可 る 鍛 るが、 五. 代 被 八 石 貞 弁 和四 に 清 進 水八幡 京 年八月六日 陸 都 奥 宮領 国 لح 好 伊 陸 嶋 「左兵衛尉某 賀盛光が 奥国岩 庄 帖 絹 城 事 指 郡 示さ 好 中 嶋 沙弥某連 れ 略) 庄 7 為 1 五. ることも 置奉 六 \_ 預 5 所 五. 書」(『飯 七 汰 参 頁 考

(23)(22)

- 請 嘉 曆 鎌 取 状」 倉遺文』三〇 二年十二月二十三日 (飯野家文書二一、『鎌倉遺文』  $\bigcirc$ 八 (号)、 「善法寺 嘉暦三 通 清年 年 三〇三九 貣 九 月二十 請 取 状 五 日 号 飯野 善 法 家文 寺 書二 通 清 年 Ó 貢
- (25) $\bigcirc$ た 社 伊 社 藤 務 領 務 清郎 領 は 年  $\mathcal{O}$ 鎌 初 石 倉 期にはた 事 出 清水 例 として 九 八幡宮」 存在 七 六 提示できると思 したが 年二 (『中 二六七 実態は 世日 本 ~ 二 六 不明とす . О わ 国家と寺 れ 八頁で る。 社 は、 好 島 高 渡 荘 領と 志 は 書 院 7  $\mathcal{O}$
- (26)宝治 六 九二 元年 五. + 号 月二 + 六日 関東 御 教 書」 (飯 ) 野 家文書 鎌 倉 遺 文
- (27)度 前 的 掲 成立 註 (8)と 佐 承 々 久 木  $\mathcal{O}$ 乱 関 東 御 年 領 報 陸 奥 田 玉 中 好 世 島 史研 庄 究 清 水 亮 関 九 九 東 御 六 年)。 公 事 0 制
- (28) 文永六1 野 家文書 年十二 九 九 月 十二  $\mathcal{O}$ 前 欠部 日 が 関 案文として残る)。 東下 知状案」 (定本 飯 野 家 文書二一 六。 飯
- (29)書 佐 加 法 店 藤 は 進 本 初 書 刊 か 池 5 九 内 引 義 五. 用 Ŧī. 資 Ļ 年 編 そ 第 中 0 世 番 七 法 号 刷 制 0 史 みを付り 二〇〇五 料 集 第 年 巻 鎌 以 倉 下 幕 府 鎌 法 倉 幕 岩岩 府 追 波
- (30)中 野 栄 夫 鎌 倉時 代に お ける 公田」 につい て (『法政 大学文学

7 け

議

論す

んる必

要が

あるとの

見解を示して

*(* \

. る。

私見で

は

好

島

荘 0)

 $\mathcal{O}$ 

場

地 領

域

下

地

を

切

ŋ

分け

る区

一分け

 $\widehat{\parallel}$ 

片

(寄上)

とは

別 甲

0 佐

ŧ

御

永

吉

荘)

0)

ような帳簿上での

区

分けと、

健軍社

社

領

, 紀要』二七、一九八一年)。

(31)本の で 井原今朝男 は、 称 信用 関 経済と徳政 検 東 討 御 を加 領 公家 や得 えて 新 宗領ほ 令』吉 制  $\mathcal{O}$ 公 Ш カコ 田 、弘文館、 北 興 条氏関係 行令と得 所 宗 領 五年 領 0  $\mathcal{O}$ 政 初 公 所を 田 出 開 発 御 二〇〇二年]) 領 (『中 政 所 世 日

(32)徳治二年六月十三日 二二九八三号)。 岩岩 城 隆 衡 和 与 状 飯 野 家文書 鎌 倉 潰

(33) 嘉曆三年七月二十 三〇三一七号)、 (嘉暦 兀 年三月 同 日 十三日) 伊 賀盛 関 東 光代正 御 「伊 教 書」 賀盛光代 法重申状」(定本飯 (飯野家文書) .性法重申 火 野家文書 飯野家 鎌 倉 遺 文 文 一八

(36)(35)(34) $\frac{5}{\Xi}$ 頁)、 清水亮 文永六年十二月十二 5 治 打引 判 和 史 九~ 与により、 介的 断 頁 して 研 温莊 鎌 につい 究 ○頁で指 前 倉 (『飯野家文書』 一七六)、 浦 掲 校 期 田では () 倉書房、 て、 互. 註 地 いの (7)頭 前 日 鎌 摘された通 領 下地に関与しないことと解釈されるが 掲註(2) 倉 「荒野 主  $\frac{-}{\bigcirc}$ 関  $\mathcal{O}$ 鎌 東下 成立と荘 打引 倉期に 〇七年 『いわき市史 つり、 り、 <del>.</del>知 状案」 が 再 おける荘園制支配 遠 [初出二〇〇六年]) 預 開 制 前掲註(9) 所名 (定 発を意味すると 本飯野家文書二一六)。 久枝となって 第 鎌 巻 Щ 倉幕府御 崎 では 0 解釈 好 実 | 妈 | | | 家 態と秩序」 預 人制 ることか  $\bigcirc$ 所 回 て Ť お 兀 地 頁  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ 頭 政

(38)(37)正 前掲註(7) 七七)。 和四年 鎌 月 倉 + 鎌 五 倉 日 期 好 における荘 島 荘 好 島 遠 田 制 検 支配 注 目 の実態と秩序」 録 注 進 状案」 二七 飯 野 7家文書 頁

(39)兀 年一 月 +五. 日 好 島 荘 浦 田 検 注 目 録 注 進 状案」 飯 野 家文 書

> (40)治 年六月 十三月 号)。 岩岩 前 掲 城 註 隆 (8) 衡 佐 和 々 与 木 火 関 飯飯 東 御 野 領 家文 陸 奥国 書 好 島 庄 鎌 倉遺

八月 十二月二十六日 十 日 伊賀 化光政 斯 波直持施行状」 和 与 (飯 野家文書 (飯 野家文書八 九六)。 八。

島 県 立 博 物 南 館 北 調 朝 査 内 報告 乱 期 第 兀 室 集 町 期 陸 0 奥 好 国 鴻莊 好 嶋 」(福島県教育委員会編 庄 調 查報 告 九 八三 年

八

頁

(45)(44)観 営 文 文 永六年十二月 応 役 鎌倉遺文』 和 が荘 元年 年 内に -十二月 七 月二十 一〇五四三号) 配 分されたことが記されて 九 + 日 五. 日 日 駿 飯 「吉良貞家施行 河 野 権守 八 には、 幡 宮鳥居 沙弥連署施行状」 関 東御教書の 状 造 11 <u>寸</u> る (飯野家文書七 配 分 状 造 飯野 営 (飯野家文書六、 指 家文書七三)、 示を受けて造 五. など。

(46)補 建 長五 一五三七号)。 年七 月 十 日 好 島荘政 所差文案」 飯 野家文書三、 鎌 倉 遺 文

(47)永仁五年八月八 倉遺文』 日 九 飯 四二七号)。 野 八 幡 宮 鳥 居 作 料 等 配 分状 案」 飯飯 家 文

(48)兀 七 文永十一年八月六 兀  $\bigcirc$ 鎌倉遺 頁 文 日 七〇三号)。 飯野八幡宮 鳥居作 前 掲 註 : 料等 (2)「い 配 分状案」 わ き 市 史 (飯 第 野 了家文書 巻

(50)(49)〇三三四号)。 嘉曆三年八月八日 (嘉暦三年八月) 人奉書案」 とする な お、 「伊賀盛光代正 関 東御 定 本 教 飯 書」 野 法申 家文書中 飯 状 野 家 世 (飯野家文書 文 編 書一 で 兀 は 鎌 鎌倉遺文』 倉幕 府 引

 $\frac{-}{\bigcirc}$ 畄 慎 五. 郎 年 九 鎌 倉幕 八 頁 府と で は 使 節 小 遵 Щ 行」 出 羽入道」 『武家権-を 力と 小 使 Щ 節 宗 朝と 遵 行 比 同 定 L 成 7 社

る

(52)区 前 別 賀 掲 飥 註 (7) L て 0 捉 飯 える必要があるとする 野 倉 八幡宮における立場に 鎌 倉期に お け る 荘 袁 制 つ 支 1 配 て、  $\mathcal{O}$ 実 鎌 態と 倉末期とそれ以 秩序」二 兀 八 前 頁 は

(54)(53)建武 元亨元年十二月 元 年 九 月七 日 七 日 飯 野 関 東 (幡宮造営注 下 知 状 文 飯 野 (飯野家文書三六)。 家文書一 七 鎌 倉 遺 文

(55)徳治 文』二二九八三号)。 二年六月 十三日 岩岩 城 隆 衡 和 与 状 飯 野 家文 書  $\overline{\phantom{a}}$ 鎌 倉 遺

二七

九一二号)。

(56)入間 九 七五 田 宣 年) 夫 「北条氏と摂 八~九 頁 津 玉 多 田 院 多 田 庄 日 本 · 歴 史 五.

(58)(57)拙 稿 年)。 暦 四年三 鎌 倉 期 月十三  $\mathcal{O}$ 荘 遠 月 制 と 「伊賀盛光代性 複 合 的 荘 域」 法申 日 状 本 史 飯 研 究 野家文書一二六)。 七〇三、二〇

(59)三二〇六号)。 弘安元年十 月 + 八 日 関 東 御 教 書 飯 野 家文書八、  $\overline{\phantom{a}}$ 鎌 倉遺 文

(71)

(60)店 網 野 二〇〇八年 善 日 彦 本放送 『蒙 古 出 襲 版協 初 来 出 会 九 網 七 野 Ŏ 兀 善 年 彦 年) 著 作 二一二~二一三頁 村 集 井章 第 五. 介 巻  $\overline{\phantom{a}}$ 蒙古襲 北 条時 来 宗 蒙 岩 古 波 襲 書

(61)家権· 九 前 七 撂 五 力 註 年)。 (56)(峰 入間 岸 田 純 夫編 北条氏 「体 と摂 系 日 津 本国 玉 多 [家史] 田 院 中 多 世 田 東 庄 京 大学出 鎌 倉 版 時 会、 代  $\mathcal{O}$ 玉

(62)宝治二年 八六号)。 六 月 日 伊 賀 光宗 置 支 (飯 野 家文書二、 \_ 鎌 倉 遺 文 六 九

前 掲 註 (5) 永 原 領 主制 支 配 12 お ける二つ  $\mathcal{O}$ 道

(64)(63)前 掲註(7) 鎌 倉 鎌 倉 期 に お け る荘 袁 制 支配 0) 実態と秩序」 兀

九

(

五.

頁

前 掲 註 (6) Щ 崎 鎌 倉時 代 0 東 玉 に お け る 公 田

(66)(65)七 正 兀 応三 兀 一年九月 七 号)。 十 二 日 関 東 下 知 状 飯 野 家文 書 九、 鎌 倉遺文』

(67)五. 正 九二 和 五. 一九号)。 年九 月 兀 日 沙 弥 某召 文 飯 野 家 文 書 三、 鎌 倉遺文』

(68)元 亨四 年 十二月 七 日 関 東 下 知 状 飯 野 家 文 書 六、 鎌 倉遺 文

八九〇三号)、 八 『鎌倉遺文』二八九三四 正 中 元年 十二月二十 号)。 日 関 東 下 知 状 飯 野 家文

(69)八 定 月十八日 慶元年) 一伊 中 務 . 賀盛光代祐円申 大輔施行状」 飯飯 状 野 飯 家文書三一)。 野 家文書 正 慶 元

年

(70) こ の  $\mathcal{O}$ た 研 が点、 究 「案内: 校 Ш 者」 倉 合康 書房、  $\mathcal{O}$ 治 存在を参 二〇〇四 承 寿 多考にし 永 年 0 内乱と地域社会」 た。 初 出 九 九 九年]) 鎌 倉 六 幕 頁 府 が 成 指 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 摘 史

工 記 年)。 念事 藤 敬 業 会 編 九 州に 九 州 おける王 中 世 社 会の 家 領 研 莊 究 園  $\mathcal{O}$ 第 存 在 法 形 規 態 出 版 渡 株 辺 式 会 澄 夫先 生 九 古 稀

(73)(72)前 安六年(19) 工 藤 二片 寄 再 1考」。

兀 弘 八 九 八号)。 七 月  $\equiv$ 日 関 東 下 知 状 案」 肥 後 平 河 文 書、 鎌 倉 遺 文

(75)(74)前 掲 註 (13)筧 関 東 御 領 考」。

文 建 考 永 察に従っ 年三月 六 七三 一号)。 た + 兀 日 文書 預 名 所 は 大 前 江 掲 広 註 元 (13)下 筧 文 関 肥肥 東 御 後 領 永 考」 池 文 書、  $\bigcirc$ 鎌 倉 頁 遺

文 0 館 点、 九 筧 九 雅 博 年) 武 家 兀 政 権 頁 ŧ 荘 参 遠 照 制 講 座 日 本 荘 袁 史 吉 Ш 弘

(77)思文閣出 工 藤 敬 版 鎌 倉 九 時 九二年 代 0 肥 初出 後 玉 人吉 九八〇・ 挂 (『荘園 八 年] 公 領 制 五. 五. 成立 ح 内 乱

(78)小川 合科学』二三―一・二、二〇一八年)。 7.弘和 「中世球磨郡の 在来領主と相良氏」 (熊本学園大学論 集  $\neg$ 総

(79)(『九州中世史の研究』 添昭二「岩門合戦再 論 吉川弘文館、一九八三年)。 -鎮西における得宗支配 0) 強 化と武藤氏

(80)地方の対応」(『東洋大学大学院紀要』 倉遺文』二二九一三号)。 徳治二年三月日「人吉荘南方松延名実検目録」 池田 公一 「鎌倉幕 五、 府 (肥後 権力の浸透と 九七八年)。 相良家文書、 九 州 球 磨

(81)二〇〇五年)。 工 吉荘」(『講座日 内 乱 藤 敬 思文閣 一「肥 **心後球磨** 出 本 荘 版、 遠 0) 史一〇 九 荘園公領制と人吉荘」 九二年 兀 初 玉 出一 九 州地 九 八 方の荘園 八 年二)、 工生園 公領制 (吉川弘文館 村 上 一豊喜 0 成立 لح

(82) 弘安六年七月三 四八九八号)。 日 関 東下 知 状 案」 肥 後平 河 文 書、 鎌 倉遺文』

(83)高橋典 中大喜編 高 志書院、 幸 『中世武家領主の 「肥前の 武 士と鎌倉幕府」 年)、 世界』 清 水亮 勉 「東 心誠出版、 (高橋慎 国 地 頭 安支配の 朗 編 『列島 受容と排 の鎌倉時 除」 代 田田

(84)京大学出 入間田宣夫 版会、 守 護• 九 八 地 四 頭と領 年)。 主 制 講 座 日 本歴史三 中 世 東

(85)弘文館、 秋山 哲雄 二〇〇六年 「都市鎌倉の東国御家人」(『北条氏 [初出二〇〇五年])。 権力と 都 市 鎌 倉 吉 |||

『吾妻鏡』 承久元年九月六日

(87)(86)(『六波羅探題 建治三年 記 0 建治三年十二月十九日条。 研 究 続群 書 類 従 完成会、 森幸夫 二 〇 五 「六波 年 羅評 初 出 定 九

> 掲 注 (35)年 十二月 清 水 鎌 日 倉期 伊 地 賀光俊軍 頭 領 主の 忠状」 成 立と荘園制 (飯野家文書一二八)。

(89)(88)前 建

記 本稿はJSP 科 研 費 1 7 K 1 3 5 4 0 0 助 成 による成果を

含んでいる。

付